

字を制定して、尙一般には通じてゐない時の事であるから、此の際俄かに實施することが出来なかつた事情に因るものであらう。然るに間も無くこの規定は變ぜられて、元典章三十一、學校の章中、蒙古學の條に、至元八年正月の詔を載せて、其の中に、

一、省・部・臺諸印信。並發所鋪馬劄子。並用蒙古字。^⑤

一、省・部・臺・院。今蒙古子孫弟姪作蒙古字閉者赤頭兒。^⑥凡有行移文字。並用蒙古字。標寫本宗事目。即令習學漢兒公事。其餘內外諸衙門。亦令並用蒙古字人員。充闕者赤。

一、省・部・臺・院。凡有奏目。用蒙古字。

などと見えて居る。此等の諸項を引きくるめて見ると、中書省・六部・御史臺・宣政院等を始め、内外諸官衙の公文書にはすべて蒙古字を用ゐしめ、蒙古の書吏を置き、漢人の官吏にも蒙古字で公事を行ふことを習學せしめるといふのであつて、大いに蒙古主義を發揮したものである。先きに蒙古字を制定して後、其の年七月には諸路に蒙古字學、京師に蒙古國子學を置き、^⑦蒙古字によりて諸生を教習したので、こゝに至つて前にたゞ璽書にのみ用ゐると定められた蒙古字を、すべての公文書に及ぼすことに進めたものと思はれる。そうして此の詔の發布せられた時、即ち至元八年正月には、^⑧重ねて詔して蒙古漢人官員の子孫の俊秀なるものをして蒙古國子學に入らしむることを令したのは、かゝる方針を實行するについての必要上からの事であつたと思はれる。然るに此の詔は必ずしもそのままに行はれ得なかつたものと見え、元史世祖本紀に據ると、其の翌至元九年七月壬午の條に、

和禮霍孫奏。蒙古字設國子學。而漢官子弟未有學者。及官府文移猶用畏吾字。詔自今凡詔令並以蒙古字行。仍